

第46号 答 申

第1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、審査請求人の公開請求の対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 平成15年12月25日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、平成15年7月20日から同年12月25日までの間に実施機関が、4つの職員団体それぞれと行った交渉に関する下記の文書の公開請求を行った。

(1) 管理主事及び指導主事（以下「管理主事等」という。）が調製し、交渉に携行した実施機関の回答及び見解に関連する資料文書（以下「本件審査請求の対象となる行政文書」という。）

(2) 交渉の行われた日時及び会場並びに実施機関側の参加者の職名が分かる文書

2 平成16年1月20日、実施機関は、本件審査請求の対象となる行政文書については下記(1)の理由により、また、交渉の行われた日時及び会場並びに実施機関側の参加者の職名が分かる文書については下記(2)の理由により、併せて非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(1) 職員団体との交渉に携行する資料は、管理主事等が個々の判断で必要なものを選択して携行する手持ち資料であり、条例の対象となる組織共用文書ではない。なお、現時点においては、個々の管理主事等がどの資料を携行したか記録しておらず、また正確に記憶もしておらず、特定できない。

(2) 実施機関は当該文書を作成していないため、不存在である。

3 同年2月9日、審査請求人は、本件処分のうち本件審査請求の対象となる行政文書を非公開とした部分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分のうち本件審査請求の対象となる行政文書を非公開とした部分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

職員団体との交渉の場で実施機関から出される回答に係る文書（以下「回答文書」という。）は、正式に組織として決定をした組織共用文書である。交渉に携行する資料を準備することは、職員団体との交渉という組織的な職務を遂行するための事務であり、その準備された資料は、組織共用文書である。交渉に携行した資料の中には法令集等条例に定める行政文書に該当しないものがあることは、審査請求人も認める。しかし、そのほかに組織共用文書もあるはずである。また、交渉が行われてから公開請求をするまでの間に1箇月ほどしかたっていないのに、「正確に記憶もしておらず、正確に特定できない」という主張は、普通の市民感覚からすれば信じられないことである。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

管理主事等が職員団体との交渉に、回答文書以外に携行する資料は、正式文書の写しや個人的な検討段階にとどまる資料、あるいは市販の書籍等であり、いずれも条例第2条第2号で定義される行政文書には当たらない。実施機関が組織として選出している回答及び見解に関する資料文書は存在せず、出席者それぞれが各自の判断で必要と考える資料等を交渉の場に携行している。それらは組織共用の実態を備えておらず、交渉後に一体的に管理できないため、どの資料文書を携行したのか正確に特定できなかったのである。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求の対象となる行政文書及び争点

審査請求人が公開を請求している行政文書は、実施機関が4つの職員団体それぞれで行った交渉に関して、管理主事等が作成し、交渉に携行した実施機関の回答及び見解に関連する文書であり、その有無が争点となっている。

2 実施機関と各職員団体との交渉について

(1) 当審査会の調査によると、実施機関と各職員団体との交渉について次の

事実が認められる。

ア 実施機関は、各職員団体から要求事項が提出されると、組織として調整のうえ意思決定を行い、回答文書を作成している。そして、交渉の場で、各職員団体に対し実施機関の回答及び見解を伝えている。

イ 実施機関が組織として交渉に携行することを決めた文書は、回答文書以外には存在しない。交渉の出席者は、交渉に当たり、回答文書以外に必要な資料を各自で判断のうえ携行している。また、回答文書については交渉が行われた後に、実施機関内で組織的に管理をしているが、出席者が携行した資料については、実施機関内で組織的に管理をしていない。

(2) ところで、行政文書公開制度の対象となる行政文書（以下「制度の対象となる行政文書」という。）は、条例第2条第2号で「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」と定義されている。しかし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるものは、同号ただし書により行政文書公開制度の対象外とされている。

(3) 当審査会の調査によると、実施機関は、交渉に携行した資料についてはその一部を特定することができ、それらは、交渉に参加した実施機関の職員が保有する正式文書の写し（以下「本件携行文書①」という。）、個人的な検討段階の資料（以下「本件携行文書②」という。）並びに法令集及び市販の書籍（以下「本件携行文書③」という。）であったことが認められた。そこで、当審査会は本件携行文書①から③までが制度の対象となる行政文書に該当するか否かを判断する。

ア まず、本件携行文書①及び②が、制度の対象となる行政文書に該当するか否かを判断する。

条例の解釈運用を定めた「名古屋市情報公開条例の施行について（依命通達）（平成12年依命通達第13号）」によると、「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、「行政文書が職員個人の段階ではなく、組織としての共用文書の実態を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用可能な状態に置かれているものをいう。したがって、職員が自己の職務に必要なものとして保有する正式文書の写しや、個人的な検討段階にとどまる資料等はこれに該当し

ない」とされている。本件携行文書①は交渉に参加した実施機関の職員が保有する正式文書の写しであり、本件携行文書②は交渉に参加した実施機関の職員の個人的な検討段階にとどまる資料であるため、いずれも、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものとは認められない。したがって、本件携行文書①及び②は、制度の対象となる行政文書に該当しないと認められる。

イ 次に、本件携行文書③が制度の対象となる行政文書に該当するか否かを判断する。

本件携行文書③は、審査請求人も認めるとおり、条例第2条第2号の規定により、制度の対象となる行政文書に該当しない。

(4) 以上のことから、本件審査請求の対象となる行政文書は、存在しないと認められる。

3 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成16年 2 月18日	諮問書の受理
2 月20日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
3 月15日	実施機関の弁明意見書を受理
3 月26日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
4 月26日	反論意見書の受理
6 月15日 (第45回審査会)	調査審議 審査請求人の意見及び実施機関の補足説明を聴取
7 月20日 (第46回審査会)	調査審議
10月19日 (第49回審査会)	調査審議
平成17年 1 月17日	答申